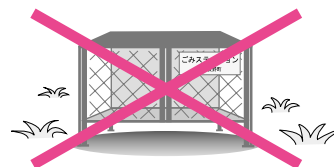


4月から「粗大ごみ」の出し方が変わります！ 6月からは有料に！！

平成16年4月から「粗大ごみ」は電話申し込みによる戸別収集に変わり、ゴミステーションには出せません。
粗大ごみの収集は、6月から「粗大ごみ処理券」を貼ることによる有料収集となります。

粗大ごみとなるもの

粗大ごみとなるのは「指定収集袋」で出すことができない大きな物(製品)です。
指定収集袋に入るものは、「一般ごみ」として普段のごみの日に収集します。



粗大ごみを出す時の手順

粗大ごみを出す場合は次の手順になりますが、『粗大ごみ処理券』が必要となるのは6月以降に出す分からです。

収集申込(電話)

申込先

(株)森総 ☎ 52 3122

申込受付

指定収集日初日の10日前
から前日まで受付します。

必要事項

住所・氏名・電話番号・粗大ごみの品目などをご連絡ください。収集日、手数料などをお知らせします。

受付日時

月～木曜日(祝日は休み)の午前9時～午後5時。
引越などで収集日に排出できない場合は、自己搬入することができます(この場合でも料金は変わりません)。



粗大ごみ処理券の購入

粗大ごみの料金に応じた『粗大ごみ処理券(1枚500円)』を販売店で購入してください。

事業所は、『粗大ごみ処理券』を貼り自己搬入してください。

粗大ごみ処理券が必要なのは6月の収集からです。

粗大ごみ処理手数料

重さ	大きさ	金額
10kg未満	長さまたは奥行きが1m未満	500円
	長さまたは奥行きが1m以上	1,000円
10kg以上	長さまたは奥行きが1m未満	1,000円
	長さまたは奥行きが1m以上	1,500円



粗大ごみに処理券を貼る

粗大ごみの見やすいところに「粗大ごみ処理券(シール)」を貼ってください。
貼る際は湿気や汚れを拭き取りしっかり貼ってください。



打ち合わせた場所に出す

指定収集日の午前8時30分までに収集申込の際に打ち合わせした場所に出してください。



小動物焼却施設について

平成15年度において、道路などから出る動物の死体を広域で処理するため、一般廃棄物最終処分場の敷地内に小動物焼却施設を建設し、平成16年4月から供用を開始します。

飼育している犬や猫などが死亡し、その処理を町に依頼する場合は申請が必要となりますので、担当窓口まで申し出てください。なお、その際には手数料がかかります。

動物の死体は廃棄物として処理します。動物の火葬施設ではありません。

畜産農業から出るものは受付できません。

問い合わせ先

町民税務課 環境衛生係

☎ 52-2145